公益社団法人中央畜産会

Japan Livestock Industry Association

〒 101-0021 東京都千代田区外神田 2 丁目 16番 2 号 第 2 デイーアイシービル 9 階 TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890 URL https://jlia.lin.gr.jp NO. **402** 

令和5年 5月20日

# 主な記事

#### 1 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 11 回) ~群馬県における畜産特別資金借受者への経営改善指導~

(公社) 群馬県畜産協会 今井 健太

### 3 畜産統計情報 畜産物生産費線

畜産物生産費統計 報告③ 「令和3年肥育豚生産費」を公表

農林水産省大臣官房統計部

### 2 畜特資金情報

令和5年度畜産特別資金融通事業の実施につ いて

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

#### 4 お知らせ

各種交付金単価の公表について

### 1 畜産学習室

# 畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 11 回) ~群馬県における畜産特別資金借受者への経営改善指導~

(公社) 群馬県畜産協会 今井 健太

### はじめに

前回は、群馬県における畜特資金の借受者 に対する指導体制、融資機関および支援協議 会の実施する取り組み等について紹介しまし た。今回は、本県において畜産特別資金等(大 家畜特別支援資金、畜産経営改善緊急支援資 金、畜産経営維持緊急支援資金等)(以下、「畜 特資金」という)借受者に対して、現在も継 続して実施している具体的な指導事例につい て紹介します。

本県においては、前回でも触れたとおり令 和4年期首において、借受者が酪農6件、繁 殖4件、肥育1件、養豚3件と各畜種において借受者がいますが、今回はその中から酪農 2件、繁殖1件、養豚1件の計4件の事例を 紹介させていただきます。

### 事例紹介

### (1) A養豚(養豚:一貫経営)

A養豚は、有限会社として経営主含む家族 3名と従業員1名の計4名で経営しています。

現在の飼養規模は、繁殖豚が約220頭、肥育豚が約1500頭で、年間の肥育豚出荷頭

### **顧風経営情報**

Japan Livestock Industry Association

数は約3300頭です。

平成20年に肺炎等が発生し、その影響で 出荷頭数が減少しました。また、飼料高騰の 影響も受け、経営を圧迫し負債が増加したた め、平成22年に畜特資金を借り入れ、経営 改善を図ることとなりました。

借入後には、疾病予防および事故率の改善を目標とし、融資機関であるJAが主導して地域協議会を設立し、おおむね、毎月経営検討会を開催しています。地域協議会には本県の家畜保健所および普及指導課、獣医師、飼料会社等が参加して、さまざまな角度から経営改善に対する対策を協議しています。また、必要に応じて本会も群馬県経営特別指導推進協議会の代表機関として、経営改善計画の確認等を行うために出席します。

当初、当該経営は経営検討会で決定した指導方針や各参加者からの助言について理解いただけず、改善が見込めない状況が続きました。しかし、後継者の方が検討会に出席するようになってからは、徐々に助言を受け入れてもらえるようになり、経営についても改善され延滞なく償還がされています。

現在でも経営検討会は開催されており、血液検査やワクチンプログラム等による疾病予防のほか、飼料の見直し等を積極的に実施して経営改善に取り組んでいます。また、経営については改善傾向ではあるものの、冬場の下痢や夏場の暑熱による影響で、事故率が一時的に上昇することがあるため継続して対策が必要ですが、資金借入を契機として融資機関が中心となり地域の関係団体が一体となって改善を支援する体制構築が図られている事例であると言えます。

### (2) B 牧場(酪農経営)

B 牧場は法人化した酪農経営で、畜特資金 借入時は家族経営でした。

B 牧場は現経営主の両親が市中銀行から資金を借入しており、現経営主が継いだ後も経営は好転せず、扶養家族が多かったこともあり家計費の負担も大きく、収益性の低い経営状況が続いていました。

JA が根本的な経営改善を図るため、プロパー資金に借り換えたことで支払利息は減少したが、その後も経営改善には至らず、平成22年に畜特資金を借り入れました。その他にも公庫資金や近代化資金等の負債がありました。

経営改善のため家計費については過大な支出とならないよう、畜特資金借入時から JAが管理して経費削減に努めました。また、子供たちが自立したため家計費については改善されていきました。

飼養状況についても、当初経産牛60頭程度の飼養規模でしたが、増頭を行い現在では100頭規模に拡大したほか、JAから飼養管理の技術指導を受けたことにより、1頭当たりの平均乳量は8800㎏から9800㎏ほどまで改善し、生産性が改善してきました。前述した指導の甲斐もあり、据置期間経過時点で経営改善計画の達成率は上がり、約定償還に不足を生じるような事態はなく、順調に償還が行われています。このように、営農指導と融資を一本化して行えるのがJAの強みであり、融資機関としての役割を果たしている事例です。

ただし、課題もあります。施設や機械の老 朽化に伴い更新が必要となり、新たな投資に

迫られ、償還財源が確保できません。昨今の配合飼料価格高騰が数年続くような事態となれば、本会では耐える体力があるとは判断していないため、経営状況の悪化が推測されます。今後も状況把握を続け、計画の見直しや資金投資の必要性や投資額が適当かどうかの助言等支援をしていく必要があります。

#### (3) C 牧場(肉用牛繁殖経営)

C 牧場は交雑種を用いた和牛繁殖農家です。個人経営ですが農場を複数持ち、従業員も雇っています。

かつては経営者の父親が約 4000 頭規模の 肥育農家として経営していましたが、飼料代 等の購買未収金が累積していったため融資を 受けて経営改善に取り組みました。そのよう な中、現経営者に経営移譲し、経産牛約 600 頭規模の繁殖農家へ経営形態の転換が行われ ましたが経営改善には至らず、平成 28 年お よび平成 29 年に畜特資金を借り入れました。

繁殖成績を改善し生産頭数増加を図るため、令和2年からは繁殖牛も更新していく計画でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりもと牛販売価格が大幅に下落して更新が進まない状況になりました。

融資機関である JA からは、家計費の抑制、 素牛の事故率低減、生産経費の見直し削減等 の指導を受けるほか、年に数回、JA 主導で 各融資機関に対する経営状況の説明会を実施 しており、融資が継続できるよう借受者と密 接な協力関係を築いています。

本県推進指導協議会においても、長期にわたって濃密指導対象者として支援し、毎月の収支などのモニタリングを行うほか、四半期

に一回程度ヒアリングを行って計画達成状況の把握をしています。現在は複数ある農地を集約し、空いた土地の売却により債務の圧縮を図るとともに、飼養管理の効率化を図って経営の負担となっていた人件費の削減を行っています。それに伴い飼養頭数も適正規模へ縮小させており、現在の経産牛は約450頭となっています。

現経営者はまだ若く経営改善に対する意欲 もあるため、経営を軌道に乗せたいところで すが、既往負債額が大きいことや外的要因の 影響も受け、なかなか経営改善に至らず今後 も継続した支援が必要であると見込まれま す。

### (4) D 牧場(酪農経営)

最後に紹介する D 牧場は、酪農経営で平成 22 年に畜特資金を借り入れ、平成 29 年にローリング方式で借換を行いました。タイストール方式からフリーストール方式の牛舎に更新した際に事故が増加した影響から負債を抱えることとなりましたが、経営改善計画に基づき増頭および生乳生産量の改善を行い、順調に経営が改善されていきました(表1)。しかしながら、昨今の配合飼料価格の高騰により購入飼料費が経営を圧迫しています(表2)。自給飼料生産も行っていますが、それだけでは生産コスト低減が不十分な状況であり、家畜保健衛生所や飼料会社の巡回指導を受けて生産効率の改善と乳量増加による経営改善を図っています。

順調な経営であっても外的要因の影響を受けてしまった例ですが、今後こういった事例が増えてくる可能性は十分にありますので、

(表1)	D 牧場における頭数および乳量の推移
(120 1 /	

	令和2年	令和3年	令和4年
経産牛頭数(頭)	53	53	53
生乳生産量(t)	418	429	475
1 頭当たり乳量(kg)	7,824	8,033	8,973

### (表2) D 牧場における農業収支の推移

(単価:千円)

	令和2年	令和3年	令和 4 年
農業収入	62,857	64,487	74,670
うち乳代	51,537	53,426	59,139
農業支出	50,769	57,126	71,896
うち購入飼料費	30,511	34,778	44,205
差引収支	12,088	7,361	2,774
乳飼比(%)	59.2	65.1	74.7

本会としても経営改善ができるよう支援体制を強化していきたいと思っています。

### おわりに

4つの事例を紹介させていただきましたが、それぞれ経営における課題は異なり、助言するべき内容も異なります。また、地域の関係機関の協力度合いも異なっており、協力関係が築けていない場合も問題ですが、借受者との関係性が深いほど客観的な意見が出せない場合もあります。

本会は、融資機関でも行政でもない第3者 の立場として、借受者が意欲をもって経営改 善に取り組める経営改善計画を作成する手助 けや、経営状況についての指導、また、経営 支援に必要な知識・技術を持った関係機関と 借受者の橋渡しができることが強みであり、 本会に求められている役割でもあると考えて います。

今後も、経営者の高齢化や後継者不足、経営状況悪化に伴う離農が進み、農家戸数が減少することは避けられないであろうと推測されますが、1戸でも多く経営が続けていけるように支援し、本県の畜産基盤を支えていくことを使命であると考え、これらの支援について取り組んでいきます。

(筆者:(公社) 群馬県畜産協会 主任)

### ●中央畜産会からのお知らせ●

# 日本飼養標準·肉用牛 - (2022年版) -

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構編

A4判304ページ 養分要求量算出・飼料設計診断プログラム付き

価格:定価4,400円(稅込・送料別)

日本飼養標準は、わが国で飼養されている家畜・ 家禽の成長過程や生産性などに応じた適正な養分 要求量を示したもので、わが国における家畜飼養 管理の基本であり、生産現場をはじめ行政、普及、 教育等の分野で幅広く活用されています。

「日本飼養標準・肉用牛」は前回改訂された2008 年以降、国内外での新たな研究成果が得られ、畜 産物需要の拡大に対応するため増頭・増産、牛肉 の輸出拡大を反映した肉用牛の新たな飼養管理シ ステムが模索されています。また、輸入飼料価格 の高騰に伴い、飼料自給率向上への取り組みが一 層求められています。

今般、これらの情勢の変化に対応するために「日本飼養標準・肉用牛」を14年ぶりに改訂しました。 肉用牛経営者や支援・指導者必携の1冊です。

#### 改訂の主な内容

- 肥育終了時体重の大型化に対応したエネルギーや蛋白質の養分要求量の見直し
- 現在の牛に対応した乾物摂取量推定式の見直し
- 自給飼料の利用拡大を図るために、肥育経営における自給粗飼料、自給濃厚飼料および製造副産物の 飼料利用に関する解説の拡充
- 環境負荷物質の低減を考慮し、ふん尿、窒素および無機物排せつ量の低減やメタン抑制に関する解説 の充実
- 肉用牛生産の低コスト化に向け肥育期間短縮に関する解説
- 放牧牛の養分要求量の基礎的知見の見直し
- 技術的な変化が著しい哺育期の飼養管理について新たな知見の紹介
- 養分要求量の計算ソフトと飼料成分表のバージョンアップ

### お問い合わせ・お申込みは下記まで 公益社団法人中央畜産会 経営支援部(情報)

〒 101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第 2 ディーアイシービル 9 階 TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

### 2 畜特資金情報

### 令和5年度畜産特別資金融通事業の実施について

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

### 1. 事業の概要

令和5年度において、負債の償還が困難 な酪農経営、肉用牛経営または養豚経営に 対し、長期・低利の借換資金(以下「大家 畜・養豚特別支援資金」という)を融通す る融資機関に対し利子補給金を交付すると ともに、経営改善指導および債務保証に対 する支援を行う事業が措置されました(貸 付期間は、令和5年度から令和9年度まで の5年間となります)。

大家畜・養豚特別支援資金は、借入希望 者による経営改善計画の作成とその継続的 な見直しを要件に、畜産経営のために生じ た借入金(元本および利息)のうち償還が 困難になった借入金の借換えを行うため、 次に掲げる資金を融資機関や県団体等によ る経営指導の下、融通するものです。

#### (1) 経営改善資金

畜産経営のために生じた借入金の毎年の約定償還金のうち償還困難な額の借換えを行うための資金で、①経営改善計画の作成→②資金貸付→③経営改善のための取り組み→④実績点検→①′修正計画の作成→②′資金貸付、と反復・継続(ローリング)して、資金融通を行います。

なお、事業実施期間の最終年度(令和9年度)については、経営改善指導による改善効果が十分に得られており、か

つ、経営改善計画の達成が確実に見込まれると認められる場合には、必要な限度において既往借入資金の一括借換えが可能です。

#### (2) 経営継承資金

円滑な経営継承を図るため、後継者が 経営を継承すると認められる経営につい て、必要な限度で、既往借入資金の残高 を一括して借換えを行うための資金で す。

#### 2. 留意事項

#### (1) 推進方針

- ア 融資機関を始めとする県団体等は、大 家畜・養豚特別支援資金を必要とする畜 産経営の経営改善を的確かつ早期に達成 するため、次に掲げる事項等を考慮し、 資金借入者ごとに最も適切な経営・技術 の指導を行います。
  - (ア)資金借入者は、生産技術等について 課題を抱えていること等から、要因分 析と当該課題の解決に向けた具体的な 方法等を提示すること。
- (イ)資金貸付後も資金借入者の経営が安 定するまで、経営改善指導を継続する こと。
- (ウ)借入者が自律的な経営管理ができる ようにするため、借入者自らが収支管 理できるよう指導すること。

なお、収支管理とは、会計ソフト等による記帳、財務諸表(損益計算書および貸借対照表をいう。以下同じ)またはそれと同等の書類(以下「財務諸表等」という)の作成および当該財務諸表等の確認による自らの財務状況の把握をいいます。

イ また、県団体等は、当該都道府県内に おいて本事業が必要であると思慮される 大家畜・養豚経営の早期把握に努めるも のとします。

畜産経営をめぐる現下の諸情勢を鑑みると、本事業を必要とする畜産経営者の早期把握と対策を講じることが一層重要となっています。

- (2) 借入希望者の要件等
  - ア 借入希望者の要件
    - (ア)借入希望者本人が、経営改善計画の 別紙に記載されている借入者の要件や 留意事項等を理解した上でチェックを 入れて提出すること。

なお、融資機関は、借入者希望者が チェック項目を理解できるよう、本資 金制度の趣旨・内容を丁寧に説明して ください。

(イ)借入希望者は、大家畜・養豚特別支援資金を借り入れた後、償還が終了するまでの間、原則として、当該資金を借り入れた者が、自ら大家畜(養豚)経営部門および経営全体について収支管理を行い、経営改善計画を確実に実施すること。また、償還が終了するまでの間、毎年、融資機関に最新の財務諸表等を提出するとともに、自らも当

該財務諸表等を保管すること。

- (ウ)借入希望者は、「畜産における「みどりのチェックシート」および解説書について」(令和4年10月31日付け農林水産省畜産局企画課長通知)に基づき、原則として、事業を実施する年度中に1回以上、チェックシートを作成することを通じ、持続的な畜産物生産に向けた取り組みが行われるよう努めること。
- (エ)借入希望者で配合飼料価格安定制度 に加入していた経営は、継続して加入 すること。なお、経営改善計画に配合 飼料価格安定制度加入に関する申告書 を添付して融資機関に提出すること。

### イ 融資機関の要件

融資機関は、借入者による収支管理の 実施状況を確認するとともに、償還が終 了するまでの間、毎年、財務諸表等の提 出を受けること。また、収支管理が実施 されていない場合にあっては、見直し期 間の終了までに確実に実施されるよう、 借入者に対して指導を実施すること。

なお、借入者による収支管理の実施状況の確認状況や借入者に対する収支管理の指導状況について記録した指導記録簿を整備し、償還が終了するまでの間、提出を受けた財務諸表等とともに保管すること。

(3) 営農勘定、買掛未払金等の貸越勘定等 の取り扱い

貸越勘定等は、融資機関(農協)において、固定化しないよう適正に管理・運営するとともに、固定化した場合は、そ

の管理・回収を適切に行うことが基本です。なお、固定化したものの解消方法として資金化を選択する場合には、長期資金化を図ることにより、長期的な観点から経営改善を促すことが基本的に必要です(複数年間の固定化部分を長期資金化せずに放置し、畜産特別資金による借換えを行うために資金化するのは、適切な資金制度利用とはいえません)。

#### (4) 事業継承後の取り扱い

後継者への経営の継承等により、税制 上の畜産経営者が変更となった場合に は、必ず融資機関に届け出て、債務者の 追加・変更を行うこととし、農業信用基 金協会および中央畜産会に変更の届け出 を行ってください。届け出を失念した場 合には、代位弁済の諾否に影響を及ぼす 可能性がありますので注意が必要です。

# (5) 飼養衛生管理基準のクロスコンプライアンス

都道府県知事等は、借入希望者が養豚 経営である場合の経営改善計画に係る承 認のための審査に当たっては、飼養衛生 管理基準の遵守状況および遵守の意志を 確認し、当該借入希望者に同基準の遵守 の意志がない場合には審査を行わないも のとし、また、同基準に不遵守項目があ る場合には、当該借入希望者に対し改善 を促すよう努めることとなっています。

### (6) 大家畜・養豚特別支援資金の経営改善 資金における残高一括借換

経営改善資金の残高一括借換について は、本資金の貸付期間の最終年度(令和 9年度)に限り、それまでの経営改善指 導との継続性等を考慮しつつ、経営改善 指導による改善効果が十分得られてお り、かつ、経営改善計画の達成が確実に 見込まれると都道府県知事等が認める場 合には、必要な限度において借換対象資 金の残高一括借換を行うことが可能とな っています。

しかしながら、経営改善指導による改善効果が十分に発揮されておらず、経営改善計画の達成が確実と見込み難い場合には、引き続き、約定償還金の借換(ローリング貸付)を継続し、経営体の経営改善のための意識改革を継続的に促すことが重要となります。

### (7) 大家畜・養豚経営改善計画の見直し

- ア 資金借入者は、経営改善計画の作成年度の翌年から据置期間終了後5年間(経営改善計画の達成状況を踏まえ、都道府県知事等が認めた場合にあっては1年から25年以内で変更可)にわたり、毎年度大家畜・養豚経営改善計画を見直す必要があります。
- イ 見直し期間の終了には、借入者による 収支管理が実施されていること、すべて の農業負債の約定償還ができていること または約定償還が見込まれることが要件 となっていることに留意が必要です。
- ウ なお、経営改善計画の達成が困難となったと認められる場合には、都道府県知事等が経営改善計画の承認の取り消しを行うこととされていることから、県団体等は見直し期間終了後も、約定償還が滞っているなど経営改善計画の達成が危ぶまれる場合には、都道府県知事等と協議

### **顧風経営情報**

Japan Livestock Industry Association

の上、引き続き計画の見直しと資金借入 者に対する指導を行うものとします。

### (8)貸付利率および利子補給率等

貸付利率は、農業近代化資金の基準金 利に基づき、農畜産業振興機構理事長が 別に定めます。また、利子補給率は、基 準金利から貸付利率を減じた率に 125 分の 101 を乗じて得た率となります。

なお、経営改善計画の作成等の際には 貸付時の利率が未定であるため、直近の 金利等を参考に経営改善計画の作成指導 を行ってください。

#### 〔大家畜・養豚特別支援資金の貸付利率等〕

(令和5年2月貸付利率)

	基準金利	自助努力	利子補給率	貸付利率
一般	2.15%	0.24% 以上	1.01% 以内	0.90% 以内
特 認	2.15%	0.24% 以上	1.01% 以内	0.90% 以内
経営継承	2.15%	0.24% 以上	1.01% 以内	0.90% 以内

<sup>※</sup> 都道府県は、上乗せ利子補給等の自助努力分について、融資機関等地元関係機関と連携し、都道府県 内の負担調整を行ってください。

### (9) 大家畜・養豚特別支援資金の貸付時期

大家畜・養豚特別支援資金の貸付は、 原則として5月31日および11月30日 の年2回となっています。

また、畜産情勢等を勘案して農畜産業 振興機構理事長が別に定めることができ

### るとされています。

なお、貸付実行に当たっては、都道府 県による経営改善計画の承認および農畜 産業振興機構への協議が前提になります ので、貸付案件を把握した場合には前広 にご相談ください。

#### [資金貸付に係る今後のスケジュール (予定)]

		5月貸付分	11 月貸付分
1.	機構による都道府県事業計画等のヒアリング	4月中旬~4月下旬	10 月上中旬
2.	都道府県事業計画の機構理事長協議・回答	5月上中旬	11 月上中旬
3.	各経営改善計画の承認	2の回答後	2の回答後
4.	貸付実行	5月31日	11月30日

※ ヒアリングは、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、対面または WEB により実施。

### 問い合わせ先

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

担当:冨永

TEL: 03-6206-0833 FAX: 03-5289-0890

### 中央畜産会からのお知らせ

### 畜産経営者・経営指導者待望の新刊!

### 



### 関 令二(せき れいじ)

1927 年生まれ。東京高等農林学校(現東京農工大学)獣医畜産学科卒。同年農林省畜産局入省、各種畜牧場勤務。

1981 年農林水産省退官後、田村製薬㈱·北 里研究所客員部長を歴任。獣医学博士。

# 火 読 よくわかる 「よりよい消毒」

関 令二 著

A4 サイズ 132 ページ (一部カラーページあり)

本書は、国内外の豊富な科学的研究の成果 に基づき、消毒の基本的な考え方をはじめ場所 や物に合わせた具体的かつ適切な消毒の実施 方法について解説しています。

農場での消毒にあたり責任を持って実施する 立場にある飼養衛生管理者の方々をはじめ、農 場の指導にあたる獣医師、畜産技術者の方々に 広くお読みいただける1冊です。

### 推薦のことば

本書が、畜産・家畜衛生産分野の関係者に広く読まれることで、消毒への正しい理解につながり、日常から畜産現場で活用されることを通じて、「よりよい消毒」が実践され、家畜衛生環境の向上と家畜伝染病対策の強化につながることを強く期待している。

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課長 石川 清康 氏

全体を通じて一貫しているのは、畜産現場での応用という視点であり、長年、消毒にかかわってこられた関先生でなければ書くことのできないユニークかつ優れた著書である。

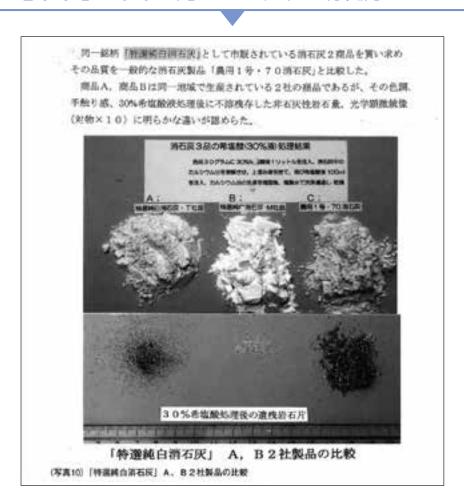
本書が、広く畜産・家畜衛生関係者に読まれ、それぞれの現場で活用され、そこからまた新しい消毒の実践技術が開発・共有され、日本の「消毒」が進歩していくことを期待している。

(一社) 食肉科学技術研究所 理事長 川島 俊郎 氏

### 必読 よくわかる「よりよい消毒」 主な内容

- 1 畜鶏舎周囲の環境改善の必要性
- 2 畜産現場における水衛生問題とその対応
- 3 消毒の3原則、濃度・温度・時間+pH
- 4 消毒資材としての消石灰とその効果 他

### カラー写真等を交え分かりやすく解説しています!



### お問い合わせ・お申込みは下記まで

### 公益社団法人中央畜産会 経営支援部(情報)

〒 101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第 2 ディアイシービル 9 階 TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@ilia.ip

### 3 畜産統計情報

# 畜産物生産費統計 報告③ 「令和3年肥育豚生産費」を公表

農林水産省大臣官房統計部

農林水産省大臣官房統計部は令和4年12月9日、令和3年牛乳生産費、肉用牛生産費、肥育 豚生産費を公表しました。今回は肥育豚について報告いたします。

### 肥育豚生産費

農業経営統計調査の肥育豚生産費統計は、肥育豚の生産コストを明らかにし、肉豚経営安定交付金の算定、経営改善対策等の資料を整備することを目的としている。

調査結果は、肉豚経営安定交付金(豚マルキン)の交付金の算定の資料として利用されるほか、 各種政策の実施状況の把握や効果の検証等の資料として利用される。

#### 1. 調査の対象

本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、 養豚一貫経営で肥育豚を年間 20 頭以上販売した経営体(個別経営)を対象に実施した。

なお、養豚一貫経営とは、肥育用もと豚に占める自家生産子豚の割合が7割以上の経営をいう。

#### 2. 調查期間

令和3年1月から12月までの1年間

### 3. 調查対象経営体数

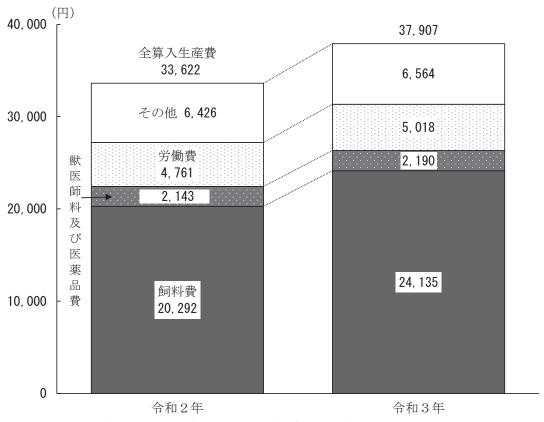
100 経営体 (うち、集計経営体数:94 経営体)

注:集計経営体とは、調査期間中に脱落等により調査不能となった経営体および調査期間中の 調査対象畜の飼養実績が調査対象に該当しなかった経営体を除いた経営体としている。

### 調査結果の概要

令和3年の肥育豚1頭当たり資本利子・地代全額算入生産費(全国)(以下「全算入生産費」という)は3万7907円で前年に比べ12.7%増加し、生体100㎏当たり全算入生産費は3万2912円で、前年に比べ12.1%増加した(図1、表1)。

### (図1) 肥育豚の全算入生産費(全国、肥育豚1頭当たり)



注:飼料費には、配合飼料価格安定制度の補てん金は含まない。

### (表1)肥育豚生産費(全国)

<u> </u>	分	出任	<b>今和</b> 0年	令和	13年	対	前	年
区	刀	単位	令和2年	実 数	構成割合	増	減	率
肥育豚1頭	当たり				%			%
物	財	費 円	29, 116	33, 114	86.8		1	13.7
うち 飼	料	費 //	20, 292	24, 135	63.3		1	18.9
獣医	師料及び医薬品	費 //	2, 143	2, 190	5.7			2.2
光熱	水料及び動力	費 //	1,752	1, 814	4.8			3.5
建	物	費 //	1, 630	1, 551	4.1		$\triangle$	4.8
労	働	費 //	4, 761	5, 018	13.2			5.4
費	目 合	計 //	33,877	38, 132	100.0		1	12.6
生産費(	副産物価額差引	) //	32, 884	37,076	_		1	12.7
支払利子	• 地代算入生産	費 //	32, 968	37, 178	_		1	12.8
全 算	入 生 産	費 //	33, 622	37,907	_		1	12.7
生体 100kg	当たり全算入生産	費円	29, 363	32, 912			1	12.1
1経営体	当たり販売頭	故 頭	1, 373. 8	1, 432. 7	_			4.3
1頭当た	り投下労働時	間時間	2. 91	2. 99	_			2.7

# 音 産 映 像 情 報 がんばる! 畜産! 6



日本中央競馬会特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、 大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を 自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざま な工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がた くさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経 営や、後継者の活躍、おいしくて安全な畜産物を 消費者の方々に届けるまでを映像で紹介します。

この映像情報を生産者の方はもとより消費者の 方々と共有することで、元気で健全な畜産の発展 につなげることを目指しています。



## 畜産トレンド発見!

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介します。

#### ●配信中の内容●

総集編②全国和牛能力共進会に向けて取り組む高校 生たち/都市の中での乳肉複合による多角経営/総 集編①自給飼料生産に取り組む生産者たち ほか

# ドキュメント!畜産の新主役たち

このコンテンツでは、畜産物の安全性確保や6次産業化の取り組み、女性、障がい者など多様な担い手の活躍を「人」に着目して紹介します。

#### ●配信中の内容●

安全で美味しい畜産物を消費者に届けるための認証制度 農場HACCP/畜産業界で活躍する女性たち (総集編)/災害に負けなかったミルク ほか

# なるほど!畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化などあまり知られていない様々な畜産現場を紹介します。

### ●配信中の内容●

乳製品が搾乳現場から消費者に届くまでに密着! (総集編)/乳製品ができるまで/災害に立ち向かった畜産業界(総集編)

ほか



### 「がんばる!畜産!6」

URL: https://jlia.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/

(お問合せ先)

公益社団法人中央畜産会 経営支援部(情報) TEL:03-6206-0846 FAX:03-5289-0890





### 4 農畜産業振興機構からのお知らせ

### 各種交付金単価の公表について

### 1. 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)[令和5年1・2・3月分]

(独)農畜産業振興機構は、令和5年1・2・3月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱(平成30年12月26日付け30農畜機第5251号)第4の6の(1)から(4)までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価(確定値)を表1および表2のとおり公表しました。

また、令和5年1・2・3月に販売された交付対象牛に適用する同要綱第4の8の精算払いの額については、下記の確定値により算出された交付金の額と概算払の額との差額となります。

### (表1) 肉専用種の交付金単価 (概算払および確定値)

	肉用牛	1頭当たりの交付	金単価		肉用牛	1頭当たりの交付	一金単価
算出の区域	令和5年1月 確定値(概算払)*1	令和5年2月 確定値(概算払)*1	令和5年3月 確定値	算出の区域	令和5年1月 確定値(概算払)**1	令和5年2月 確定値(概算払)*1	令和5年3月 確定値
北海道	105,317.1 円 (100,415.9 円)	127,548.0 円 (122,016.8 円)	125,613.0 円	新潟県	32,152.5 円 (27,251.3 円)	56,350.8 円 (50,819.6 円)	11,436.3 円
青森県	73,163.7 円 (68,262.5 円)	99,430.2 円 (93,899.0 円)	102,241.8 円	富山県	52,861.5 円 (47,960.3 円)	77,059.8 円 (71,528.6 円)	32,145.3 円
岩手県	32,888.7 円 (27,987.5 円)	59,155.2 円 (53,624.0 円)	61,966.8 円	石川県※2	39,511.8 円 (34,610.6 円)	_ _	18,795.6 円
宮城県	57,925.8 円 (53,024.6 円)	84,192.3 円 (78,661.1 円)	87,003.9 円	福井県※2	51,003.0 円 (46,101.8 円)	_ _	30,286.8 円
秋田県	58,797.9 円 (53,896.7 円)	85,064.4 円 (79,533.2 円)	87,876.0 円	岐阜県※2	_ _	_ _	_
山形県	17,332.2 円 (12,431.0 円)	43,598.7 円 (38,067.5 円)	46,410.3 円	愛知県	83,039.4 円 (78,138.2 円)	58,258.8 円 (52,727.6 円)	79,360.2 円
福島県	66,204.9 円 (61,303.7 円)	92,471.4 円 (86,940.2 円)	95,283.0 円	三重県	64,530.0 円 (59,628.8 円)	39,749.4 円 (34,218.2 円)	60,850.8 円
茨城県	75,753.0 円 (70,851.8 円)	99,496.8 円 (93,965.6 円)	89,446.5 円	滋賀県	53,373.6 円 (48,472.4 円)	19,405.8 円 (13,874.6 円)	113,018.4 円
栃木県	70,464.6 円 (65,563.4 円)	94,208.4 円 (88,677.2 円)	84,158.1 円	京都府	36,502.2 円 (31,601.0 円)	2,534.4 円	96,147.0 円
群馬県	92,288.7 円 (87,387.5 円)	116,032.5 円 (110,501.3 円)	105,982.2 円	大阪府	5,675.4 円 (774.2 円)	_	65,320.2 円
埼玉県	69,324.3 円 (64,423.1 円)	93,068.1 円 (87,536.9 円)	83,017.8 円	兵庫県※2	_ _	_ _	_
千葉県	55,870.2 円 (50,969.0 円)	79,614.0 円 (74,082.8 円)	69,563.7 円	奈良県	23,997.6 円 (19,096.4 円)	_ _	83,642.4 円
東京都	56,997.9 円 (52,096.7 円)	80,741.7 円 (75,210.5 円)	70,691.4 円	和歌山県	28,211.4 円 (23,310.2 円)	_ _	87,856.2 円
神奈川県	81,943.2 円 (77,042.0 円)	105,687.0 円 (100,155.8 円)	95,636.7 円	鳥取県	55,134.0 円 (50,232.8 円)	103,336.2 円 (97,805.0 円)	83,953.8 円
山梨県	91,160.1 円 (86,258.9 円)	114,903.9 円 (109,372.7 円)	104,853.6 円	島根県	37,648.8 円 (32,747.6 円)	85,851.0 円 (80,319.8 円)	66,468.6 円
長野県	79,647.3 円 (74,746.1 円)	103,391.1 円 (97,859.9 円)	93,340.8 円	岡山県	21,780.9 円 (16,879.7 円)	69,983.1 円 (64,451.9 円)	50,600.7 円
静岡県	73,368.9 円 (68,467.7 円)	97,112.7 円 (91,581.5 円)	87,062.4 円	広島県	38,631.6 円 (33,730.4 円)	86,833.8 円 (81,302.6 円)	67,451.4 円

(つづく)

### **屬**経営情報

Japan Livestock Industry Association

٠									
١		肉用牛1頭当たりの交付金単価				肉用牛	月牛 1 頭当たりの交付金単価		
	算出の区域	令和5年1月	令和5年2月	令和5年3月	算出の区域	令和5年1月	令和5年2月	令和5年3月	
Į		確定値(概算払)*1	確定値(概算払)*1	確定値		確定値(概算払)※1	確定値(概算払)※1	確定値	
	山口県	32,764.5 円 (27,863.3 円)	80,966.7 円 (75,435.5 円)	61,584.3 円	長崎県	64,178.1 円 (59,276.9 円)	81,483.3 円 (75,952.1 円)	89,203.5 円	
	徳島県	36,084.6 円 (31,183.4 円)	42,458.4 円 (36,927.2 円)	57,587.4 円	熊本県	61,582.5 円 (56,681.3 円)	78,887.7 円 (73,356.5 円)	86,607.9 円	
	香川県	41,659.2 円 (36,758.0 円)	48,033.0 円 (42,501.8 円)	63,162.0 円	大分県	60,687.9 円 (55,786.7 円)	77,993.1 円 (72,461.9 円)	85,713.3 円	
	愛媛県	18,011.7 円 (13,110.5 円)	24,385.5 円 (18,854.3 円)	39,514.5 円	宮崎県	68,691.6 円 (63,790.4 円)	85,996.8 円 (80,465.6 円)	93,717.0 円	
	高知県			12,919.5 円	鹿児島県	64,683.0 円 (59,781.8 円)	81,988.2 円 (76,457.0 円)	89,708.4 円	
	福岡県	56,004.3 円 (51,103.1 円)	73,309.5 円 (67,778.3 円)	81,029.7 円	沖縄県	9,398.7 円 (4,497.5 円)	14,630.4 円 (9,099.2 円)	_	
	佐賀県	60,739.2 円 (55,838.0 円)	78,044.4 円 (72.513.2 円)	85,764.6 円					

#### (表2) 交雑種・乳用種の交付金単価

	肉用牛1頭当たりの交付金単価					
	令和5年1月確定値(概算払)※1	令和5年2月確定値(概算払)※1	令和5年3月確定値			
交雑種	12,947.4 円(8,301.8 円)	46,034.1 円(40,604.6 円)	10,440.0 円			
乳用種	43,470.9 円(38,878.4 円)	45,992.7 円(40,496.6 円)	56,792.7 円			

- ※1 表中の令和5年1月および2月の肉用牛1頭当たりの標準的生産費および肉用牛1頭当たりの交付金単価は、上段に確 定値、下段()内に概算払時の公表値を表示しています。
  - 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補塡の発動がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額ですが、同制度における令和4年度第4四半期(1月から2月までの期間)の価格差補塡の発動があり、肉用牛1頭当たりの標準的生産費が概算払時の公表値から変動しております。このため、肉用牛1頭当たりの交付金単価(確定値)は、同制度における価格差補塡を反映した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(確定値)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額となります。
- ※2 ※2を付した4県については、都道府県標準販売価格が、全国一円を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、1月分は岐阜県、兵庫県、2月分は石川県、福井県、岐阜県、3月分は岐阜県、兵庫県において、単独で標準的販売価格の算定を行っています。
- 注) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

### 2. 肉豚経営安定交付金 (豚マルキン) [令和4年度第1~4四半期]

(独)農畜産業振興機構は、令和4年4月から令和5年3月までの算出期間(令和4年度第1~4四半期)における、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(1)の規定により算出した標準的販売価格および同(2)の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、交付はありません。

### (表3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	令和4年4月から令和5年3月まで
肉豚1頭当たりの標準的販売価格	41,746 円/頭
肉豚 1 頭当たりの標準的生産費	39,805 円/頭
肉豚 1 頭当たりの交付金単価*	— (交付なし)

<sup>※</sup> 肉豚1頭当たりの交付金単価は、肉豚1頭当たりの標準的生産費と肉豚1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額です。